

令和3年度林業信用保証業務運営の検証委員会の結果

令和2年度の林業信用保証料率算定委員会の報告書においては、保証料率の点検結果に加え、「制度の基本ルールについての透明性を確保するとともに適切な運用を確保する観点からも、この機会に全面的な点検、検証を実施し、その結果を踏まえて各種規定等の見直しを行い、必要なものは公表する」とした。

このような指摘をすることとなった背景としては、林業部門においては、農業や漁業部門が料率点検とセットで実施している業務運営の点検を行ってこなかったことも原因の一つと考えられる。

こうした認識の下、本年度から、保証料率の点検と併せ、別途、業務運営の検証を行うこととした。

1. 林業信用保証の透明性確保と適切な運用に関する取組状況と課題

(1) 林業信用保証業務細則、債務保証審査マニュアル及び求償権等の管理マニュアルの改正経緯と内容

令和2年度の料率算定委員会の指摘を踏まえ、本年5月に、林業信用保証業務細則を改正し、周知期間を設けた上で10月1日から施行した。

また、その細則の10月1日からの施行と合わせ、保証審査や求償権管理に当たり、審査に当たっての恣意を排除した透明性・客観性の確保、組織内部での手続きの明確化・効率化等の観点から、「債務保証審査マニュアル」及び「求償権等の管理マニュアル」をそれぞれ改正した。

改正のポイントは次ページのとおり。

<細則及びマニュアルの改正のポイント>

【細則】

- 保証料率
従来の3区分（制度資金Ⅰ、同Ⅱ、一般）を2区分（制度資金、一般）に再編
- 保証割合
原則80%保証とし、100%保証とできる対象を、災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証に限定
- 保証の最高限度額
一被保証者の保証残高の最高限度額を6億円とする上限を設定

【債務保証審査マニュアル】

- 申込内容の審査
審査の客観性を確保して審査業務の効率化を図る観点から、資金の使途・目的に応じて、点検・確認する内容を整理
- 保証料率の審査
保証料率について、財務データ等を基にシステムにより算出されたものをそのまま適用することを基本とする旨を明記
- 保証割合の審査
100%保証を適用する場合の手続きや留意事項を整理

【求償権等の管理マニュアル】

- 予見段階及び事故（延滞）発生段階における対応
融資機関に予見報告・事故（延滞）報告を求めるケース、融資機関による予見報告・事故（延滞）の通知方法、融資機関から予見報告・事故（延滞）報告を受けたときの対応方法を整理
- 代位弁済請求への対応方針
融資機関からの代位弁済請求に対する信用基金の基本的な方針を整理
- 求償権の償却段階における対応
求償権を償却する場合の判断基準を整理するとともに、償却を実行した場合は当該求償権の管理事務を停止する旨の明示

(2) 将来性評価マニュアルの策定経緯と内容

中期目標においては、「林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備して、本格導入する」と定められている。

これを受け、当基金では、将来性評価の対象者を、

- ① 新規に林業・木材産業を創業しようとする者（新規創業者）
- ② 他産業から林業・木材産業に参入しようとする者（新分野進出者）

とすることを念頭に置き、まずは、林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまで決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し新たに保証すべく、「将来性評価に係る審査の手引き」を作成し、令和2年7月から試行した。

そして、この手引きにより試行を行う過程で、新規創業者の与信判断基準や

対象者を明確化する必要が生じたため、令和 3 年 9 月に、「将来性評価に係る審査の手引き」に代え、「債務保証審査マニュアル（将来性評価（新規創業）に係る試行用）」を定めた。

また、新分野進出者の保証引受に当たっては、令和 3 年 9 月の「債務保証審査マニュアル（将来性評価（新規創業）に係る試行用）」と併せて、「債務保証審査マニュアル（将来性評価（新分野進出）に係る試行用）」を作成し、令和 3 年 10 月から試行を開始した。

2. 今後の検証作業

令和 3 年度においては、令和 2 年度の林業信用保証料率算定委員会の指摘の方向に沿って、制度運用の透明性の確保と適切な運用を図る観点から、

- ① 林業信用保証業務細則の改正
- ② 債務保証審査マニュアルの改正
- ③ 求償権等の管理マニュアルの改正

のほか、

- ④ 中期目標での課題となっている将来性評価マニュアルの試行を行ったところである。

このうち、マニュアルの改正に当たっては、これまで定期的に制度の運用の点検・検証が行われてこなかった反省も踏まえ、今回の見直しが一過性のものにならないよう、毎年度定期的な点検・検証を行う規定を設けたところである。

これらを踏まえて、来年度以降、この委員会で毎年度、業務運営の検証とともに、マニュアルはもとより、細則についても点検を行い、必要があれば見直しを行うこととする。

【参考】マニュアルの規定

- 債務保証審査マニュアル附則 4
このマニュアルは、毎年、保証審査業務の実施において、問題点等がなかったか点検・検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。
- 求償権等の管理マニュアル附則 2
このマニュアルは、毎年、求償権等の管理業務の実施において、問題点等がなかったか点検・検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。